

会社を退職（失業）された方へ 国民年金への変更手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

*勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

*退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

●手続きについて

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

●手続きに必要なもの

年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類。

●保険料額

国民年金の保険料は毎年度変わります。令和2年度の月額保険料は16,540円です。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

●老齢基礎年金 年金額 781,700円（満額）令和2年度[※]

- ・20歳から60歳になるまでの40年間、全額保険料を納付された方は65歳から上記の満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができます。受給資格期間と免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。
- ・お勧めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

●障害基礎年金 年金額 977,125円（1級）令和2年度[※] 781,700円（2級）令和2年度[※]

- ・国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

●遺族基礎年金 年金額 1,006,600円（子が1人いる配偶者の場合）令和2年度[※] (基本額 781,700円 + 子の加算額 224,900円)

- ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。
- ・遺族基礎年金の支払いは、子が18歳に到達する年度の末日までです。
(子に障害がある場合は、20歳に到達するまでになります。)

※年金額は毎年度変わります。上記の年金額は、令和2年度の額です。

*保険料を納めることが困難な場合、保険料の免除制度があります。特に、退職（失業）された場合は、失業特例が適用されます。ぜひ、ご相談ください。

国民年金保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

退職（失業）の場合は、退職（失業）された方の前年の所得がゼロとして審査されます！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職（失業）された方の所得がゼロとして審査されます。

メリット2

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

メリット3

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。

●申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へ提出してください（事務センターは郵送のみ）。

申請が遅れても最大2年1ヶ月前までの免除申請をすることができます。ただし、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例[退職（失業）された方の所得をゼロとして審査]が受けられない場合があります。申請書はすみやかに提出してください。

●申請に必要なもの

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
(申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります)
- ② 年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類
- ③ 雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された保険料をあとから納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。免除期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納した場合は全額納付として算定されますので、追納をお勧めします。

- ・老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- ・追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- ・免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

産前産後期間の保険料免除制度があります！

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

「免除」、「追納」及び「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索